

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第16報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和7年7月31日 保医発0731第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和7年8月13日 厚生労働省告示第223号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和7年8月13日 保医発0813第1号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早291		下から1行目	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザリキシズマブ製剤、レプリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシバグルコシダーゼ アルファ製剤	6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液 (4) 保険医が投与することができる注射液 オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザリキシズマブ製剤、レプリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤	字句挿入
早384		下から15行目	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1)・(2) (略) 注 ア (略) イ <u>潰瘍性大腸炎、関節リウマチ、クローン病、膿疱性乾癬、乾癬性関節炎に対して使用した場合、1日につき1個を限度として算定する。</u> ウ <u>敗血症に対して使用した場合、1日につき3個、一連の治療につき5個を限度として算定する。</u> 050～232 (略)	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～048 (略) 049 白血球吸着用材料 (1)・(2) (略) 注 ア (略) イ 1日につき1個を限度として算定する。 (新設) 050～232 (略)	字句挿入 字句挿入
635	右	下から10行目	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(39) (略) <u>(40) エムボックスウイルス核酸検出は、エムボックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムボックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。</u>	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(39) (略) (新設)	字句挿入

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
917	右	上から14行目	J041－2 血球成分除去療法 (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、クローン病、膿疱性乾癬、 <u>乾癬性関節炎、移植片対宿主病(GVHD)又は敗血症患者</u> に対して次のアから <u>ク</u> までのとおり実施した場合に算定できる。 ア～エ (略) オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない <u>乾癬性関節炎患者</u> に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。 カ・キ (略)	J041－2 血球成分除去療法 (1) 血球成分除去療法(吸着式及び遠心分離式を含む。)は、潰瘍性大腸炎、関節リウマチ(吸着式に限る。)、クローン病、膿疱性乾癬、 <u>関節症性乾癬又は移植片対宿主病(GVHD)患者</u> に対して次のアから <u>キ</u> までのとおり実施した場合に算定できる。 ア～エ (略) オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない <u>関節症性乾癬患者</u> に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。 カ・キ (略)	字句訂正
918	右	上から3行目	オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない <u>乾癬性関節炎患者</u> に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。	オ 関連学会のガイドラインに準拠した既存の薬物療法が無効又は適用できない <u>関節症性乾癬患者</u> に対しては、臨床症状の改善を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定する。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。ただし、1クール終了時に治療に対する効果を判定し、無効と判断されれば中止する。	字句訂正
918	右	下から8行目	カ・キ (略) <u>ク 敗血症と診断され、集学的治療が必要な患者に対して病態の改善を図ることを目的として行った場合であって、関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り、一連の治療につき3回を限度として算定できる。ただし、病態の改善により集学的治療が不要となった場合や集学的治療に反応しない場合は、中止する。</u>	(新 設)	字句挿入
調30	右	上から15行目	第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドパミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レプリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼアルファ製剤</u> に限る。 ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	第1節 調剤技術料 01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモドアルファ・ボルヒアルロニダーゼアルファ配合剤、ドパミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レプリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤</u> に限る。 ウ～オ (略) (6)～(10) (略)	字句挿入